

平成26年11月28日 第2回 定例会

北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成26年11月28日（金）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

議 事 日 程

平成 26 年 11 月 28 日（金）午後 2 時開会
北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 26 年第 2 回定例会

| 日 程 | 事件番号 | 事 件 名 | |
|-----|---------------|---|--|
| 1 | — | 議席の指定 | |
| 2 | — | 会期の決定 | |
| 3 | 選任同意 第 2 号 | 公平委員会委員の選任 | |
| 4 | 議 案 第 3 号 | 平成 26 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 補正予算（第 1 号） | |
| 5 | 認 定 第 1 号 | 平成 25 年度北河内 4 市リサイクル施設組合 歳入歳出決算認定 | |
| 6 | — | 一般質問 | |

北河内4市リサイクル施設組合議会平成26年第2回定例会会議録

1. 開 会 平成26年11月28日 午後2時

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

| | | | |
|-------|------|-------|----------|
| (議 席) | 1 番 | 榎本 正勝 | (枚方市議会) |
| | 2 番 | 池上 典子 | (") |
| | 3 番 | 山口 勤 | (") |
| | 4 番 | 大塚 光央 | (") |
| | 5 番 | 八尾 善之 | (") |
| | 6 番 | 山崎 菊雄 | (寝屋川市議会) |
| | 7 番 | 村上 順一 | (") |
| | 8 番 | 中谷 光夫 | (") |
| | 9 番 | 安田 勇 | (") |
| | 10 番 | 藤本美佐子 | (四條畷市議会) |
| | 11 番 | 大川 泰生 | (") |
| | 12 番 | 坂野 光雄 | (交野市議会) |
| | 13 番 | 三浦美代子 | (") |

1. 地方自治法第121条による出席者

| | | |
|--------|-------|-------------|
| 管理者 | 馬場 好弘 | (寝屋川市長) |
| 副管理者代理 | 梅崎 茂 | (枚方市副市長) |
| 副管理者 | 土井 一憲 | (四條畷市長) |
| 副管理者 | 黒田 実 | (交野市長) |
| 会計管理者 | 程岡 俊和 | (寝屋川市会計管理者) |
| 事務局長 | 高田 哲治 | (兼務) |
| 課長代理 | 北田 芳徳 | |
| 係長 | 天野 勝弘 | |
| 係長 | 岡本 次男 | (兼務) |
| 主査 | 重岡 彰 | |
| 主査 | 山内 剛 | |

1. 同席者

| | | |
|--------------|---------|-------|
| 関係構成4市（寝屋川市） | 理事兼環境部長 | 柴田 宣雄 |
| | 環境部次長 | |
| | 兼環境総務課長 | 松村 泰則 |
| （枚方市） | 環境事業部長 | 阪本 徹 |
| | 減量総務課長 | 白石 金吾 |
| （四條畷市） | 都市整備部長 | 吐田昭治郎 |
| | 生活環境課長 | 藤岡 靖幸 |
| （交野市） | 環境部長 | 奥西 隆 |
| | 環境部次長 | |
| | 兼環境事業所長 | 谷辻 和彦 |

1. 出席事務職員

| | |
|---------|-----------|
| 事務局長 | 高田 哲治（兼務） |
| 組合議会事務員 | 米倉 健司 |
| 係長 | 岡本 次男（兼務） |

北河内4市リサイクル施設組合議会平成26年第2回定例会会議録目次

(平成26年11月28日)

| | |
|--|----|
| 開議（午後2時） | 1 |
| 出席状況の報告 | 1 |
| 池上典子議長の開会宣言 | 1 |
| 馬場好弘管理者の開会の挨拶 | 1 |
| 会議録署名議員指定（三浦美代子議員と八尾善之議員） | 1 |
| 議席の指定 | 2 |
| 会期の決定 | 2 |
| 諸般の報告 | |
| （平成26年7月29日から平成26年11月27日までの諸会議の報告） | 2 |
| 選任同意第2号 公平委員会委員の選任 | 2 |
| 馬場好弘管理者の提案理由説明 | 2 |
| 選任同意第2号採決 | 2 |
| 議案第3号 平成26年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号） | 2 |
| 天野勝弘係長の提案理由説明 | 2 |
| 8番 中谷光夫議員の質疑 | 4 |
| 1 合理化拠出金の使い方について | |
| 2 「品質」基準と「低減額」貢献度の再商品化合理化拠出金の1円の違いについて | |
| 3 材料リサイクルなどの業者名について | |
| 高田哲治事務局長の答弁 | 4 |
| 中谷光夫議員の再質問 | 5 |
| 高田哲治事務局長の答弁 | 6 |
| 中谷光夫議員の再々質問 | 6 |
| 議案第3号採決 | 7 |
| 認定第1号 平成25年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定 | 7 |
| 北田芳徳課長代理の提案理由説明 | 7 |
| 8番 中谷光夫議員の質疑 | 10 |

1 歳入について

(1) 使用料及び手数料について

2 歳出について

(1) 公調委に関する意見書執筆について

(2) ペットボトルリサイクル定規について

(3) 活性炭について

(4) 有害大気汚染物質測定調査について

(5) TVOC検討分析調査について

(6) 悪臭測定調査について

高田哲治事務局長の答弁 1 2

中谷光夫議員の再質問 1 3

高田哲治事務局長の答弁 1 4

中谷光夫議員の再々質問 1 5

8 番 中谷光夫議員の反対討論 1 5

1 2 番 坂野光雄議員の反対討論 1 6

認定第 1 号採決 1 6

一般質問 1 7

1 2 番 坂野光雄議員の一般質問 1 7

1 プラスチックごみのリサイクルのあり方について

高田哲治事務局長の答弁 1 7

坂野光雄議員の再質問 1 8

馬場好弘管理者の答弁 1 8

高田哲治事務局長の答弁 1 8

坂野光雄議員の再々質問 1 8

8 番 中谷光夫議員の一般質問 1 9

1 TVOCの発生と変化について

2 委託業者の事業承継について

3 廃プラスチックのリサイクルの見直しについて

高田哲治事務局長の答弁 2 2

中谷光夫議員の再質問 2 2

| | |
|-----------------------|----|
| 高田哲治事務局長の答弁 | 24 |
| 中谷光夫議員の再々質問 | 25 |
| 馬場好弘管理者のお礼の挨拶 | 25 |
| 池上典子議長の閉会の挨拶 | 26 |
| 閉会（午後3時25分） | |
| 地方自治法第123条第2項の規定により署名 | |
| 付議事件一覧表 | |

(午後 2 時 00 分 開会)

○議長 (池上 典子君) 本日は何かとご多忙の中をお集まりいただきましてありがとうございます。開会に先立ち、事務局長に議員の出席状況を報告させます。高田事務局長。

○事務局長(高田 哲治君) 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名でございます。以上で報告を終わります。

○議長 (池上 典子君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 26 年第 2 回定例会を開会いたします。

開会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 本日、平成 26 年第 2 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本組合施設や民間施設の操業により、付近住民に健康被害が発生しているとして、その因果関係の存在確認を求める事案が公害等調整委員会で争われておりましたが、当該委員会は 11 月 19 日付けで、「申請人らの本件裁定申請をいずれも棄却する。」との裁定を出し、因果関係の存在を否定しました。このことにより、裁判所の判断に続き、公害等調整委員会においても「本リサイクル施設は安全な施設である」とする組合側の主張が、再度、認められたものでございます。

今後とも施設の環境保全対策には万全を期するとともに、運営に当たりましては構成 4 市及び関係者の皆様とより一層連携を図りながら、安全かつ着実な業務遂行をしてまいり所存でございますので、議員各位におかれましては引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提案させていただきます案件は、公平委員会委員の選任 1 件、補正予算 1 件及び平成 25 年度決算認定 1 件の合計 3 件でございます

案件の内容につきましては、上程の際、ご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては慎重ご審議をいただき、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 (池上 典子君) 次に本定例会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、三浦美代子議員と八尾善之議員の 2 名を指名します。

日程第 1、議席の指定を行います。この度新たに組合議会議員となられた交野市派遣議員の坂野光雄議員に 12 番の議席を、三浦美代子議員に 13 番の議席を指定します。なお、議席表は配布しているとおりでございます。

日程第 2、会期の決定を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日 1 日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池上 典子君) ご異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日 1 日と決定しました。

この際、諸般の報告をいたします。平成 26 年 7 月 29 日から平成 26 年 11 月 27 日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布しております報告書のとおりでございます。ご了承いただきますようお願いいたします。

日程第 3、選任同意第 2 号 公平委員会委員の選任を議題とします。管理者から提案理由の説明を求めます。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 選任同意第 2 号 公平委員会委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。お手元の議案書 1 ページをご覧くださいと存じます。

北河内 4 市リサイクル施設組合公平委員会委員高田晃男氏が、平成 26 年 11 月 27 日付けで退任されましたので、後任の公平委員会委員として関川信也氏を選任いたしたくご提案申し上げる次第でございます。

なお、関川氏の履歴は次ページに記載させていただいております。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(池上 典子君) 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(池上 典子君) ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

日程第 4、議案第 3 号 平成 26 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 1 号)を議題とします。理事者より提案理由の説明をさせます。天野係長。

○係長(天野 勝弘君) ただいま上程いただきました議案第 3 号 平成 26 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 1 号)につきまして、提案理由のご説明を申

し上げます。別冊の補正予算書 1 ページをお開き願います。

平成 26 年度北河内 4 市リサイクル施設組合の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3344 万 2000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 6760 万 1000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳入からご説明させていただきます。4 ページ、5 ページをお開き願います。

4 款 諸収入、2 項 雑入、1 目 雑入、補正額 3344 万 2000 円につきましては、再商品化合理化拠出金収入でございます。

参考資料の 2 ページをお開き願います。

「再商品化合理化拠出金制度」につきましては、平成 18 年公布の改正容器包装リサイクル法に新設されました「市町村に対する金銭の支払」条項により、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会から支払われたものでございまして、事業者や市町村、消費者が連携し、社会全体としてリサイクル（再商品化）の合理化・効率化に取り組むという考えに基づき、効率化が図られた場合、その成果を事業者から市町村へ拠出するという仕組みでございます。

平成 25 年度再商品化合理化拠出金の全国の総額につきましては、(3) に記載しておりますとおり、ペットボトルで 0 円、プラスチック製容器包装で 21 億 1736 万 7029 円でございます。

参考資料の 1 ページにお戻り願います。

北河内 4 市リサイクル施設組合への配分額につきましては、下段の表に記載しておりますとおり、合計 3344 万 1911 円でございます。

続きまして歳出についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書に戻りまして、6 ページ、7 ページをお開き願います。

3 款 衛生費、1 項 清掃費、1 目 リサイクル施設費、補正額 3344 万 2000 円につきましては、再商品化合理化拠出金分配金でございまして、再商品化合理化拠出金収入を組合規約による経費率に基づき、構成 4 市へ分配するものでございます。内訳といたしましては、枚方市が 1645 万 4424 円、寝屋川市が 1027 万 6866 円、四條畷市が

298万8135円、交野市が372万2486円でございます。

以上、簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池上 典子君）　これから質疑に入ります。なお、会議規則によりいずれの質疑も質疑の回数は3回を超えることができません。また、質疑は議題外に及ぶことのないように念のためお知らせいたします。

順次、質疑を許します。まず、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君）　議案第3号　2014年度（平成26年度）北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）について質問を行います。

一つ目ですが、日本容器包装リサイクル協会が、特定事業者から収受した再商品化合理化拠出金を、容り法に基づき、市（区）町村・一部事務組合に、「品質」基準や「低減額」貢献度に基づいて配分した合理化拠出金3344万1911円を構成4市に分配するとしています。

再商品化合理化拠出金の市町村への配分が始まってから、施設周辺住民が訴える健康被害の調査に配分金を充てるよう、毎年検討を求めてきました。施設管理者は、健康影響を及ぼすような物質は出ていないとして、検討する必要を否定してきています。しかし、津田敏秀岡山大学大学院教授などが行った疫学調査の対象とされた6千数百人の住民のうち、1000人を超える約17%の住民が、空気に触れる眼・鼻・喉・頭・手足などの粘膜刺激症状、あるいは空気を吸い込む影響からシックハウス症候群類似の症状、自律神経失調症状、中枢神経機能障害、重症の方は化学物質過敏症などを訴えてこられたのは事実です。

健康調査の検討をしたのかどうか、したのならどんな検討をしたのか、検討をしなかったとしたら、その理由は何なのか、明らかにしてください。

2点目です。参考資料の「品質」基準の配分額明細書と「低減額」貢献度の配分額明細書の再商品化合理化拠出金が、紙製容器包装とプラスチック製容器包装でそれぞれ1円の違いがありますが、その説明をしてください。

3点目です。また、材料リサイクル（トレイ以外）の再商品化業者名、高炉還元剤化の業者名、コークス炉化学原料化の業者名を明らかにしてください。

○議長（池上 典子君）　理事者から答弁を求めます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君）　中谷議員の質問に順次お答えいたします。

そもそも、本施設から人の健康に悪影響を及ぼすような物質が排出されていないことから、再商品化合理化拠出金収入を健康調査に使うことは考えておりません。

次に、再商品化合理化拠出金の違いについては、容リ協が端数調整を行ったものがございます。

次に、この議案に係る合理化拠出金の対象となったプラスチック製容器包装に係る再商品化業者は、材料リサイクルについては福井環境事業株式会社と株式会社リサイクル・アンド・イコール、ケミカルリサイクルについてはJFEプラリソース株式会社と新日鐵住金株式会社でございます。

以上でございます。

○議長（池上 典子君） 8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 1点目ですけれども、健康影響を及ぼす物質を出していないから健康調査考えていないと、こういうこれまでと同じ答弁ですけれども、また後の質問でも申し上げますけれども、光化学オキシダントを構成する有害なVOCを大量に出しています。健康影響がないことを証明する科学的な調査研究資料がありますか。あればお示してください。

環境基準値や指針値があっても想定外の事態が起こらないとは限らない。問題は違ってもこの間の日本各地で発生した災害などからも酌み取るべき教訓ではないでしょうか。多くの周辺住民が施設稼働後に体調不良を発症し、健康被害を訴えていることは事実です。そのことを踏まえるべきではないでしょうか。廃プラ事業を推進する施設ではあっても自治体です。最優先すべきは住民の環境と健康です。答弁を求めます。

2点目の1円の違いについてですが、容リ協が行った端数調整ということですが、同じ容リ協が示している再商品化合理化拠出金の金額に違いがあるわけです。その端数調整の詳細について今一度納得いく説明を求めます。

3点目ですけれども、材料リサイクル、高炉還元剤化、あるいはコークス炉化学原料化、新しい年度ですね、26年度についてはどうなっているか。この機会にお示しをいただけたら幸いです。

ちなみに、今年度はイコール社への落札はありませんでした。関係して、昨年度からの経過の中で今お聞きしたようなそういう材料リサイクルを始めとしての業者がこれまでと異なった点があれば明らかにしてください。

以上、2回目の質問とします。

○議長（池上 典子君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 順次お答えいたします。健康被害については、湿しん等の症状を訴えておられる方もおられるということは承知しておりますけど、裁判判決及び公害等調整委員会裁定から、本施設から人の健康に悪影響を及ぼすような物質は排出されていないことから周辺住民に健康影響を与えているとは思っておりません。

続きまして端数調整の件でございます。参考資料をご覧ください。参考資料の4ページ、5ページ、6ページでございます。4ページのところで、例えばプラスチック製容器包装のところで言いますと21億1736万7029円というのが再商品化合理化拠出金というふうになっております。これを品質と低減に半分ずつに分けるとなりますと、どうしても奇数ですので1円の違いは生じてまいります。その5ページが品質のほうでは10億5868万3514円でございます。そして6ページでございます。これは低減額のほうですが、10億5868万3515円でございます。これが1円の端数調整といったところでございます。

最後に、26年度の業者名というところでございます。新日鐵住金及び大東衛生及び水島エコワークスでございます。

以上でございます。

○議長（池上 典子君） 8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 合理化拠出金の配分については、私は科学的なそういう調査研究資料等があるのかということで申し上げましたけども、あくまでもそういったことを示すことなく健康影響がないというお答えだったというふうに思います。改めて少なくとも健康被害を訴える事実はあるわけですから、しかも二つのこういった廃プラ処理施設稼働後にそういう健康被害を多数の方が訴えていると、そういう事実を踏まえれば今後とも少なくとも健康調査などに使う、そういった検討があってもしかるべきだということ、これは強く要望しておきます。

1円違いについては詳細な説明で分かりました。ありがとうございました。

業者名についての点ですけれども、この際申し上げておきますけれども、大阪東部リサイクル事業協同組合などが設立したイコール社が経営に行き詰まって、環境産業大手の大栄環境の経営に今代わっています。大栄環境のほうに問い合わせると、行政や住民と良好な関係を築きたいと、こういうふうにも答えています。公調委の裁定が終わったということで今後、これまで根拠なく私たち日本共産党議員団などの見学については拒否をされてきたわけですから、そういったこともなくなるというふうにも考えています。私たちも今後よく注視をしていきたいと。特に過去、大阪東部リ

サイクル事業協同組合からは日本共産党寝屋川市議員団が不当な威圧行為を受けたということも併せて申し上げて、今後も注視をしていくということだけ表明して、質問を終わります。

○議長（池上 典子君） これにて中谷議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君） 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号を採決します。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君） ご異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、認定第 1 号 平成 25 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定を議題とします。理事者から提案理由の説明をさせます。北田課長代理。

○課長代理（北田 芳徳君） ただいま上程いただきました認定第 1 号 平成 25 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳入歳出決算の認定につきましてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、議案書の 3 ページをお開き願います。

本決算認定は、地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、認定に付するものでございます。

それではお手元の歳入歳出決算書に基づきまして順次ご説明を申し上げます。恐れ入りますが、決算書の 22 ページ、実質収支に関する調書をお開き願います。

歳入総額は 4 億 3385 万 3000 円でございます。一方、歳出総額は 4 億 2602 万 1000 円でございます。その結果、歳入歳出差引額は 783 万 2000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 783 万 2000 円となり、同額を翌年度へ繰り越しまして、平成 25 年度決算を終了させていただいた次第でございます。

ご参考までに、現計予算額に対する執行率でございますが、歳入で 91.5%、歳出で 89.9%となっております。

恐れ入りますが、7 ページにお戻り願います。

続きまして、歳入歳出決算事項別明細書によりまして主な決算内容についてご説明申し上げます。8 ページ、9 ページをお開き願います。

初めに歳入でございますが、1 款 分担金及び負担金につきましては、収入済額 3 億 5332 万 2164 円、内訳といたしましては枚方市負担金 1 億 5880 万 5399 円、寝屋川市負担金 1 億 523 万 9557 円、四條畷市負担金 4138 万 4623 円、交野市負担金 4789 万 2585 円でございます。

次のページ、10 ページ、11 ページをお開き願います。

2 款 使用料及び手数料につきましては収入済額 11 万 2500 円、内訳といたしましては自動販売機設置使用料でございます。

続きまして、3 款 財産収入につきましては収入済額が 0 円でございます。

続きまして、4 款 諸収入につきましては収入済額 5538 万 9660 円、内容につきましては目ごとにご説明を申し上げます。

1 項 組合預金利子、1 目 組合預金利子につきましては収入済額 1 万 3783 円でございます。

2 項 雑入、1 目 雑入につきましては収入済額 5537 万 5877 円、内容といたしましてはペットボトル有償入札抛出金収入 2998 万 6336 円、再商品化合理化抛出金収入 2522 万 7914 円などでございます。

次のページ、12 ページ、13 ページをお開き願います。

5 款 繰越金、収入済額 2502 万 8333 円につきましては前年度繰越金で、内容といたしましては平成 24 年度の決算剰余金でございます。

歳入合計といたしましては、収入済額 4 億 3385 万 2657 円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明申し上げます。14 ページ、15 ページをお開き願います。

1 款 議会費、予算現額 283 万円、支出済額 213 万 5244 円、主な内容といたしましては議員報酬 191 万 2709 円、会議録作製に伴います筆耕翻訳料 14 万 1750 円、組合議会行政視察バス借上料 5 万 2500 円などでございます。

2 款 総務費、予算現額 6503 万 2000 円、支出済額 6021 万 8125 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 総務管理費、1 目 一般管理費、予算現額 6475 万 4000 円、支出済額 6004 万 4897 円、主な内容といたしましては報酬におきまして特別職報酬が 71 万 4000 円。次のページ、16、17 ページをお開き願います。需用費におきまして、ペットボトルリサ

イクル定規作成などの一般消耗品費 78 万 2446 円、例規集追録等の印刷製本費 32 万 5904 円、役務費におきまして電話料 23 万 6598 円、委託料におきまして総合管理委託 542 万 8500 円及び機械警備委託 40 万 9500 円、使用料及び賃借料におきまして電子複写機の使用料 23 万 8979 円、備品購入費におきまして庁用器具費 3 万 7400 円、負担金、補助及び交付金におきまして派遣職員人件費負担金 5117 万 390 円などでございます。

2 目 公平委員会費、予算現額 4 万 9000 円につきましては、支出済額が 0 円で、全額不用額でございます。

次に 18 ページ、19 ページをお開き願います。

2 項 監査委員費、1 目 監査委員費、予算現額 22 万 9000 円、支出済額 17 万 3228 円、内容といたしましては監査委員報酬でございます。

3 款 衛生費、予算現額 2 億 8595 万 8000 円、支出済額 2 億 5352 万 8775 円、主な内容といたしましては、需用費におきまして成形品こん包袋や活性炭などの一般消耗品費 1855 万 3392 円、光熱水費 1848 万 8498 円、リサイクルプラザの定期補修などの修繕料 703 万 3613 円、委託料におきまして運転管理等業務委託 1 億 7292 万 8521 円、分別基準適合物再商品化委託 465 万 336 円、環境調査委託 296 万 5200 円、リサイクルプラザの定期点検委託 296 万 9400 円、次のページ、20 ページ、21 ページをお開き願います。負担金、補助及び交付金におきまして再商品化合理化拠出金の構成 4 市への分配金が 2522 万 7914 円などでございます。

4 款 公債費、予算現額 1 億 1014 万円、支出済額 1 億 1013 万 8982 円、内容につきましては目ごとにご説明申し上げます。

1 項 公債費、1 目 元金、予算現額 9791 万 3000 円、支出済額 9791 万 2626 円、内容といたしましては償還金でございます。

2 目 利子、予算現額 1222 万 7000 円、支出済額 1222 万 6356 円、内容といたしましては利子及び割引料でございます。

歳出合計といたしましては予算現額 4 億 7396 万円、支出済額 4 億 2602 万 1126 円でございます。

続きまして、23 ページ以降の財産に関する調書につきましてご説明申し上げます。24 ページをお開き願います。

1 の公有財産につきましては、土地・建物共に平成 25 年度中の増減はございません。

また、2 の物品につきましても、平成 25 年度中の増減はございません。

以上、簡単な説明ではございますが、平成 25 年度北河内 4 市リサイクル施設組合歳

入歳出決算の説明とさせていただきます。

添付をいたしております決算に関する主要な施策の成果及び決算審査意見書も併せてご参照賜りまして、ご審議の上、ご認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（池上 典子君） 順次、質疑を許します。まず、通告に従い、中谷議員の質疑を許します。8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 認定第1号 2013年度（平成25年度）北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定について順次、質問を行います。

最初に歳入についてです。予算の段階で気が付かなかった点ですけれども、今回、監査委員の意見書を見て気が付いたことからお聞きをします。款別歳入決算額比較表では、使用料及び手数料が、平成24年度では予算現額と収入済額が共に38万5000円になっているのに対し、平成25年度では予算現額が1万円の科目設定、収入済額が11万3000円になっています。変更になった理由を説明してください。

次に歳出についてです。一つ目ですが、総務費の公害等調整委員会原因裁定申請に要した事務費のうち、意見書執筆の目的の具体的な内容と10万円の詳細について明らかにしてください。

二つ目です。総務費のペットボトルリサイクル定規、消耗品ですが、62万8000円となっています。昨年度の68万円から見れば減っていますけれども、これについては4市の小学4年生への単なる物品提供になっているのではないかと思います。廃プラスチック処理施設からの有害ガスの排出による健康被害の訴えが続いている中での、廃プラスチックのリサイクルが何の問題もない環境を良くする事業であるかのように、一方的に宣伝するためなら、行政としての公平・中立性からもやめるべきと考えます。また、教育行政機関でもない一部事務組合としても不適切な支出であり、学校教育の政治利用としての問題にもなることを指摘しておきます。答弁を求めます。

三つ目です。衛生費の施設稼働に要した経費の運転消耗品費の活性炭についてです。本施設の排出空気監視モニター一覧表を見て、今年1月からの最小値がこれまでと大きく異なっていることに驚きました。トルエンの最大値は昨年9月から大きく減少の変化が見られます。活性炭の活用でこれまでと違った状況があれば説明してください。また、一般競争入札で購入していると思いますが、使っている活性炭の種類に変化はありませんか。組合として変化を分析された内容があれば、併せてお示してください。

四つ目です。各種委託料の環境調査委託についてです。一つ目は有害大気汚染物質測定調査についてです。

①2007年11月の施設稼働前と施設稼働後の敷地境界、これ外気ですけれども、ここでのTVOCを測定し比較しています。昨年7月の測定では、稼働前の17%~33%でした。今年2月の測定では、稼働前の6%~18%に大きく減少しています。どう分析しているのか、見解をお聞きします。

②次に、昨年7月と今年2月に実施された敷地境界とチャンバー室での有害大気測定についてです。7月の敷地境界のTVOCに対する6物質合計の割合は、6.7%~13.7%です。チャンバー室では0.2%~0.3%です。2月の測定では、敷地境界で5.5%~19.6%、チャンバー室では0.04%~0.09%です。従来から指摘してきましたが、環境基準値や指針値があるものでなければ測定の意味がないかのような説明が行われてきたと思います。大半の化学物質が未同定の現状では、有害大気汚染物質の安全性を示すには程遠いと言わなければなりません。そもそも、数千万種ともいわれる化学物質を全て同定すること自体、「杉並病」に関して公害等調整委員会が述べたように、不可能を強いることに等しいものです。水や食料は選べても空気は簡単に選ぶことはできません。TVOCの室内指針値は $400\mu\text{g}/\text{m}^3$ です。施設から数倍から数十倍のTVOCが排出されています。施設稼働以降にそれまで経験しなかった体調不良が発症したという多くの住民の事実こそ踏まえるべきではないでしょうか。答弁を求めます。

次にTVOC検討分析調査についてです。チャンバー室内空気のTVOCとブタン等の濃度測定と分析を、昨年の7月と今年の2月に行っています。3項目合計のTVOCに占める割合は、7月の3日間は88.3%、90%、91%、2月の3日間は98.8%、98.5%、98.5%となっています。ちなみに、7月のTVOCは3900、4500、2800、2月は9200、6300、5900です。TVOCの値は、指針値から見てかなり高いと考えます。今回も「本組合施設から排出される構成物質を調査した結果、イソブタン・ノルマルブタン、イソペタン、エタノールが大部分を占めている。また、これらの物質は、健康影響が懸念される物質ではない」としてはいますが、いずれの物質も光化学オキシダントを構成するVOCであり、ブタンから光化学反応によりアセトアルデヒドやホルムアルデヒド等が生成することはよく知られています。健康影響がないかのように「安全神話」を振りまくことはやめるべきです。また、本施設に対する環境基準がない中、労働環境の基準に当たる米国産業衛生協議会の許容濃度を参考値として示すことは、

住民向けの電光掲示板の参考値の表示とともに、現に起こっている環境と健康への影響を小さく見せる隠蔽工作の意図すら感じさせます。行うべきは、環境や健康に及ぼす悪影響、危険な毒性を過大評価することも過小評価することもなく、公正・客観的に知らせることです。答弁を求めます。

次に悪臭測定調査についてです。周辺住民が体調不良を訴える場合の多くが、悪臭を感じた時となっています。これまでも求めてきましたが、4市組合の場合、臭気判定士による臭気指数測定が認められる自治体なのかどうか、お聞きします。実際の臭いを測定するには、悪臭防止法の22項目の化学物質では限界があることは明らかなです。住民との協働で、臭気判定士による臭気指数測定を行うよう求めます。見解をお聞きします。

○議長（池上 典子君） 理事者から答弁を求めます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

歳入の使用料及び手数料については、自動販売機設置使用料で、利用頻度に基づく、契約金額の変更を行ったため平成25年度から11万3000円への減額となったものでございます。

次に、歳出に関するご質問ですが、公害等調整委員会に関する意見書については、本組合の主張を立証するため「公調委の職権調査についての意見書」と「申請人が実施した大気環境調査に対する意見書」を学識経験者に作成していただいた謝礼2回分でございます。

次に、ペットボトルリサイクル定規については、施設見学時にペットボトルからリサイクル定規が作られることについて、子どもたちが興味を示し、分別意識の高揚により再資源化につながっているものと考えております。

次に、活性炭については、平成25年度から活性炭交換3週間後に活性炭補充をしたことによる効果と考えております。なお、リサイクルプラザ稼働後、活性炭の種類の変更はしておりません。

次に、環境調査委託について順次お答えします。

施設稼働前後のTVOC測定値の変動については、国の施策及び府・市の取組により、大気環境が改善されている傾向によるものと考えられます。また、リサイクルプラザから排出されているVOCは、90%以上が人体に悪影響を及ぼさない物質で占められており、本組合施設は大気汚染防止法の適用対象ではありませんが、参考値として、同法が定める労働環境での基準を掲示しております。

なお、本組合施設の操業と付近住民の健康被害との間に因果関係が認められないことは、公害等調整委員会の裁定でも明らかになっております。

次に、悪臭調査については、本組合施設は臭気指数測定が行える施設ですが、施設の設置場所である寝屋川市の規制基準が、特定悪臭物質ごとに定められているため、臭気指数による調査は実施いたしません。

以上でございます。

○議長（池上 典子君） 8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 歳出について再質問を行います。

まず公調委への意見書執筆についてですけれども、これ住民の訴えを否定する結論ありきの立場ではなくて、市民の税金を使っただけの仕事ですから、学者として訴えに真摯に向き合うということが基本姿勢として求められるということをご指摘をしておきます。

二つ目ですけれども、ペットボトルリサイクル定規についてですが、原料はこれ本施設の再商品化適合物そのものなのかどうなのか。これはお聞きをしたいと思います。

本来的に4市組合が行う必要がない事業です。事業の啓発、宣伝ならチラシで十分です。事業が不可欠とする根拠があれば明確にお答えください。

三つ目は活性炭についてです。これまでも活性炭吸着効果について、活性炭を通す前後の測定がなければ不明ではないかと指摘をしてきました。処理量がそう変わらないのに全体としてTVOCが低くなっています。活性炭取替えによって劇的に数値が変わるという状況も、これはTVOC等の変化を見る限りそういった劇的な変化がないことも明らかです。全体としては下がってきているということでお聞きをしましたけれども、専門家の意見を聞いたことはあるのでしょうか。あれば明らかにしてください。

四つ目、各種委託料についてです。昨年7月と今年2月の敷地境界とチャンパー室の6物質の測定についてですが、測定値が低いから心配ない。そういうことは言えないと思います。チャンパー室でのTVOCに対する6物質合計の割合は1%に程遠いものです。予防原則の立場からも未同定物質が多くある中、重ねて健康被害を訴える住民が多数いるという事実こそ踏まえて、環境調査としても可能な限りの化学物質測定実施の検討をすべきではないかと考えます。答弁を求めます。

それからTVOC検討分析調査についてですが、健康影響がないとしているボタン等について大気汚染物質として光化学オキシダントの構成物質であると、このことは

お認めになりますか。答弁ください。

それから悪臭測定調査についてですが、環境省は化学物質が数百万から数千万種類あることから、臭気判定士による臭気指数測定を推進しています。臭気判定士による臭気指数測定をできるのに行わない、そういう理由はどこにありますか。明確にお答えください。

○議長（池上 典子君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 順次お答えいたします。まずペットボトルの関係でございます。その根拠となるものは、子どもたちにリサイクルの大切さを伝える重要な施策であると我々は考えておりますので、今後とも継続して実施してまいります。

適合物そのものかというお話があったと思いますが、我々の施設から排出されるペットボトルがストレートに定規を作るということではありませんが、ペットボトルから作られたものを提供しているといったものでございます。

続きまして、活性炭に関しまして専門的な意見を聴いたのかというご意見だったと思います。それに関しましては、もちろんこの施設が建つ時に専門委員会というところで活性炭の有効性というのを確認した上で、今そういったスタイルでやらせていただいているといったところでございます。

続きまして、健康被害についてのことでございますが、本施設から人の健康に及ぼすような物質が排出されていないということは、裁判判決及び公害等調整委員会裁定からも言われていることでございますので、周辺住民の健康に影響を与えているとは思っておりません。

続きまして、光化学スモッグの関係でございます。寝屋川市環境部が出しております「寝屋川市の環境」という冊子がございます。その冊子を見てみますと、寝屋川市が属します3の地域の光化学スモッグの予報、注意報の発令回数というのを見てみますと、我々の施設が立ち上がりました平成20年から平成24年の間に予報は27回ございました。その前の5年間、平成15年から平成19年は51回、そして平成10年から平成14年は71回、平均で言いますと10年から14年は14.2回、15年から19年は10.2回、20年から24年は5.4回ということで、我々の施設が出来てからも光化学スモッグの発令件数というのはどんどんどんどん減っている状況でございます。

悪臭物質につきましての回答でございますが、寝屋川市は悪臭測定については濃度規制で悪臭の基準を定めております。臭気指数で測定というのは、どこの施設でも臭気指数の測定ということはやることはできます。できますが、指数の測定の基準とい

うものは寝屋川市には存在いたしません。という意味合いも込めまして臭気測定を実施していません、ということでございます。

以上でございます。

○議長（池上 典子君） 8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） いろいろ答弁いただきましたけれども、例えばペットボトルリサイクル定規についても、私は事業が不可欠とする根拠があるのかというふうに聞いたんですが、自分たちの思いでは答えられましたけれども、そういった根拠は示されませんでした。また、活性炭についても、建設当初について専門委員会で聴いたと述べられましたけれども、今の大きな活性炭取替えの仕方を少し変えただけで劇的に数値が変わってきていると、こういう状況について専門家の意見は聴いていない。こういったことも明らかになりました。

それから光化学スモッグのことでいろいろ言われましたけれども、私が聞いたのは健康被害がないとしているブタン等について、大気汚染物質として光化学オキシダントの構成物質であることを認めるのか認めないのかと、こう聞いたわけですが、全くこの点については答えないで一方的に答弁をされました。やっぱりこれはおかしいことだというように思います。聞いたことにきちんと答える。こういったことがこれからも大事なことではないかというように思います。

質問を通じて見えてくるのは、何がなんでも本施設の事業が何の問題もなく安全で環境に良いものだとの基本姿勢ばかりです。環境調査を中心に多くの問題点を指摘しました。改めて事業ありきではなく、予防原則の立場からも周辺住民が訴える健康被害解決を最優先する姿勢に立つよう強く求めて、質問を終わります。

○議長（池上 典子君） これにて中谷議員の質疑を終結します。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君） これをもって質疑を終結します。

これから討論に入ります。討論はありませんか。8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 認定第1号 2013年度（平成25年度）北河内4市リサイクル施設組合歳入歳出決算認定に反対の討論を行います。

反対の第1の理由は、周辺住民が訴える健康被害に真摯に向き合い、何よりも自治体として最優先すべき住民の生活環境や健康を守る姿勢が全く見られないことです。公害等調整委員会に対しても住民の訴えを否定する立場で終始してきました。また、

環境学習の啓発として、廃プラ事業を推進するために4市の小学4年生全員に定規を配布していることは組合として行う必要がない事業であり、学校教育の政治利用の問題とともに認められません。環境調査委託では、有害大気汚染物質測定調査でもTVOOC検討分析調査でも悪臭測定調査でも事業推進の立場からの測定調査になっており、環境悪化や健康被害を訴える住民を守る立場は全く感じられない内容になっています。本施設の事業と一体に推進されてきたイコール社が経営的に行き詰まり、4市組合としても大阪東部リサイクル事業協同組合を特別扱いしてきた状況も変化が始まっています。廃プラのリサイクルは元の素材、品質に戻す本来のリサイクルとは言えないものです。処理に当たって有害ガスを発生する。経済的にも非効率な再商品化にしかないなど多くの問題を持っています。循環型社会形成などの名目を掲げて偽りのリサイクルである廃プラ事業ありきでなく、重ねて自治体として最優先すべき住民の生活、環境と健康を守るよう強く求めて、討論とします。

○議長（池上 典子君） 他に討論はありませんか。12番、坂野議員。

○12番（坂野 光雄君） 交野市の坂野光雄です。平成25年度決算認定に当たり反対の討論を行います。

容器包装リサイクル法に基づいて寝屋川、枚方、交野、四條畷の4市の広域事業としてリサイクル施設を平成20年度に稼働させて今日に至っております。建設される以前から廃プラスチックの圧縮、折り曲げ等によるシックハウス症候群と同じような化学物質による健康被害が心配されてきました。心配されていたことが的中し、施設の周辺住民に健康被害が起こっています。大阪地裁、高裁や公害等調整委員会において因果関係が否定されましたが、現実として健康被害が起こっていることは事実であります。よって北河内4市リサイクル施設事業は廃止すべきと考えます。よって本事業の決算認定には当然ながら反対とさせていただきます。以上です。

○議長（池上 典子君） 他に討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（池上 典子君） これをもって討論を終結します。

これから認定第1号を起立により採決します。本件は原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（池上 典子君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり認定されました。

日程第 6、一般質問を行います。なお、質問者の質問時間には 15 分以内という時間制限の申合せがあります。また、発言回数は 3 回までですので、念のためにお知らせします。ただいまから順次、質問を許します。まず坂野議員の質問を許します。12 番、坂野議員。

○12 番（坂野 光雄君） 私はプラスチックごみを分別収集し、中間処理を行い、リサイクルを行っている、このシステム自体が本当に環境に優しく、また地方自治体の事業として適しているのかどうかを実施している当該自治体が再検討することが必要になっていると考えております。

その理由の第 1 点は、容器包装リサイクルによってプラスチックごみの減量化が図られているかどうかです。平成 20 年にリサイクル施設が稼働してからの搬入量の推移をお聞かせください。

第 2 点目は、環境省による容器包装リサイクル法の課題として、社会的コストの増加として市町村による分別回収、選別保管コストが増加していることを指摘しております。構成 4 市においても同じことが言えます。平成 25 年度決算においては 4 市からの負担金は約 3 億 5000 万円となっています。さらに交野市の計算では平成 24 年度でプラスチックごみを北河内 4 市リサイクル施設で処理すれば 1 キロ当たり約 42 円の費用負担となりますが、焼却すれば約 16 円で済みます。焼却のほうがはるかに費用負担が少なくなります。また、現在、四條畷市、交野市、寝屋川市で新しい焼却炉の建設を目指しており、新しい焼却炉では発電設備も設置される予定です。焼却するほうがコスト的に費用負担が少なく、更に発電にも利用されるなら焼却すべきと考えます。この点に関しても考え方をお聞きいたします。

以上です。

○議長（池上 典子君） 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 通告いただいた内容とご質問内容が若干相違がございますが、可能な限り答弁をさせていただきます。

平成 20 年度の搬入量でございますが 1 万 1661.180 トン、21 年度が 1 万 1309.370 トン、22 年度が 1 万 1270.080 トン、23 年度が 1 万 1014.210 トン、24 年度が 1 万 920.370 トン、25 年度が 1 万 907.420 トンでございます。

それと焼却をすればというようなお話が若干あったと思いますが、我々は燃やせばごみ、使えば資源という立場に立ってございますので、よろしく願いいたします。

○議長（池上 典子君） 12 番、坂野議員。

○12番（坂野 光雄君） プラスチックのごみの搬入量はそれほど少なくなっておりません。ごみ問題において一番大事なのは、まず最初に減らすということにあります。安易に分別収集してリサイクル施設に搬入することにより減量化が進んでいないのではないのでしょうか。減量化の取組を求めていきたいと考えています。これに関して事務局長じゃなくして管理者、副管理者となっている4市の市長の考えがあればお聞かせください。

もう一つは、北河内4市リサイクル施設は廃止し、焼却炉で焼却するほうが望ましいと私は考えるのですが、仮に北河内4市リサイクル施設を廃止する方向を検討することになった場合、どのような手順になっていくのか、お聞きします。

4市の市長、正副の管理者で話し合いから始まると考えますが、これでいいのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（池上 典子君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 各副管理者の答弁もという意見でありますけれども、私が管理者として今責任を持っておりますので、私からご答弁を申し上げます。

まず、環境問題はコスト面だけではどうにもなりません。今この廃プラスチックのリサイクルはCO₂削減という意味で大変この地球温暖化防止に大きく貢献しております。当施設で搬入される年間約1万1000トン、この廃プラをリサイクルせずに燃やしますと約3万トンのCO₂が排出されます。今ほんとに地球規模での環境問題、大変重要なことでもあります。そういう意味から我々はコストだけでは考えていけないと、もっともっと環境という面も重視していかなければならないと、こんなふうに考えております。

○議長（池上 典子君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 現状廃止する必要は全くないと考えておりますので、そんなことは考えておりません。

○議長（池上 典子君） 12番、坂野議員。

○12番（坂野 光雄君） 地球温暖化の問題でどのようにしてごみを減らしていくのか。このことも非常に大事であります。廃プラスチックは、これはいずれ燃やす運命にあるものであります。リサイクルして商品化されても、最終的には燃やしてしまうということでもありますので、その点をしっかりと考えていく必要があると考えます。だからこのコストの面でどうなのかと。また、それを燃やすことによって発電するという新たなエネルギーを生み出していく。このことについても考えていく必要がある

んじゃないかという具合に考えてます。地球温暖化の問題は、このごみだけの問題じゃなくして、自然エネルギーをどのように普及していくかということも非常に大きな問題になりますので、これは各市で検討して進めていただきたいと考えております。

私、プラスチックのごみの減量化、それからまた北河内4市リサイクル施設の在り方、これは4市の市長で是非話し合いを行っていただきたい。なぜなら、この施設計画が持ち上がったときの市長は4市長の中で今いらっしゃるの1市長だけで、後の3市長は既に代わっております。新しい市長として是非検討を始めていただけることを要望して、質問を終わります。

○議長（池上 典子君） これにて坂野議員の一般質問を終結します。

次に中谷議員の一般質問を許します。8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） それでは一般質問を行います。

一つ目です。TVOCの発生と変化についてです。

公害等調整委員会の職権調査と専門委員の意見書について関連して質問します。昨年3月に「大阪府寝屋川市における大気採取及びVOC等の分析調査」の結果報告書を中外テクノス株式会社が出しています。1月にサンコート太秦ビル、あさひ丘配水場、K施設排気口付近、E装置脱臭装置出口・敷地境界付近、寝屋公民館の6か所で採取した大気の定量分析結果を見ると、K施設とE施設でTVOCや脂肪族炭化水素などが他の3か所に比べて断然多いことが明らかとなっています。

次に専門委員の意見書についてですが、寝屋公民館をバックグラウンドにしたことへの検討はなく、住宅地の濃度が寝屋公民館と同程度に低いから健康影響に問題がない、施設からの影響は考えにくいとしています。私に寄せられた住民の声から考えれば、寝屋公民館周辺にも施設稼働以降の健康影響を切実に訴えた人が何人もいます。寝屋公民館をバックグラウンドに設定したこと自体が誤りだったと考えます。前提が違えば当然結論も異なると考えます。見解をお聞きします。

次に、本施設の4月・5月の排出空気監視モニター（TVOC）の一覧表を見ました。最大値の高濃度はそう変わらないものの、最小値の低さ、その日数の多さに驚きました。そこで、私は今年1月から9月までの毎日の30分値の資料を手に入れて、随分と時間が掛かりましたが、一日の平均値と毎月の平均値を出してみました。検算を十分したわけではないので、もしかしたら少しの間違ひがあるかもしれませんが、計算してみて見えてきたこともありました。10月以降については分かりませんが、1か月平均値が1月の $4182 \mu\text{g} / \text{m}^3$ を最高に下がり続けています。私の計算では、3698、

3530、3231、3177、2881、2654、2466、9月になって2715と少し上がっています。しかし、従来の濃度からは半減です。処理量に大きな変化がない中、その要因をどう考えるのか。見解をお聞きします。

もう一つ見えてきたことは、一日の中での変化の大きさ、日によっての大きな変化です。一日中低い状態の日もあれば、朝方と夕方以降が低くて日中は高くなる。これが一般的なパターンと言えます。例えば、7月16日は、10時に4500だったのが、10時30分に0、11時に1510、11時30分に5390、12時に6710、12時30分に680、13時に5440などと大きく変動しています。活性炭を補充した7月26日～28日の前後は、19日は1814、20日は1652、21日は1309、22日は1891、23日は2169、24日は3330、25日は3760、そして活性炭補充の3日間をおいて29日には2712、30日は3475、31日は2888、8月1日は4324、2日は2298、3日は1196、4日は2751などと変動は激しく、活性炭効果についてもそのメカニズムは不透明と言えます。

以上を踏まえて、私は、一日の中でも、急に濃度が上がった時、健康影響を及ぼす状況になるのではないかと、また、低濃度であっても有害な大気を浴び続けると健康影響が出るのではないかと、その2点を考えました。

実際、9月以降、皮膚がヒリヒリする、湿しんがまた出るようになった、との訴えを何人かから聞きました。

事例は全く異なりますが、広島、長崎の原爆投下による放射線の影響について、アメリカも日本政府も低線量被曝（ひばく）の影響はないとの立場に固執しています。しかし、被爆者の長年の生活実態を審理した各地の裁判所は僅かの例外を除いてほぼ原告全員の訴えを認め、政府の原爆症認定申請却下の処分取消しを判断してきました。被曝による被害の重い事実があったからです。

二つの廃プラ処理施設による健康被害の訴えについても、その事実を踏まえることが最も重要と考えます。アメリカの被爆者に対する考えは正に人体実験です。廃プラスチック処理によって発生する有害ガスの人体実験はあってはならないことです。健康被害解決を最優先に事業者責任として検討すべきと考えます。答弁を求めます。

2番目です。運転管理等業務委託先の業者変更に伴う事業承継についてお聞きします。

昨年もお聞きしましたが、十分な答弁がなかったことから質問します。業務委託先を選ぶに当たって、選考基準等を学識者に諮問して決めてきた経過があります。大阪東部リサイクル事業協同組合が、当初は低入札価格で検討委員会での承認を経て受託

してきました。その後は総合評価方式で、実績が高い評価を受け、引き続き受託してきました。現在はスリーエフコーポレーションが受託業者となっていますが、スリーエフコーポレーションが競争入札の選考を受けたことがありますか。選考を受けずに事業を承継しているとしたら、行政の重大な瑕疵（かし）があることにはなりませんか。見解をお聞きします。

構成4市のそれぞれで事業承継が認められたからとのことですが、各市がそれぞれの事業で判断されることは4市組合とは直接関係ないことです。北河内4市リサイクル施設組合の事業については、4市組合としての独自の検討、判断が必要だったと考えます。どんな検討、判断をされたのか、明確に答弁してください。

なお、この機会に、大阪東部リサイクル事業協同組合については、日本共産党寝屋川市会議員団に対する暴力的な威嚇行為があったことから、委託する業者としては適当でないと表明してきたことを申し上げておきます。

3点目です。ペットボトルを除く廃プラスチックのリサイクルは根本的な見直しを。プラスチックは石油から作られてきた製品であり、日光や熱などによって劣化が進み、圧縮こん包などの物理的力や溶融などの化学処理の際、多種多様な揮発性有機化合物を発生します。環境保全のための循環型社会の形成を掲げて、廃プラスチックのリサイクルが推進されてきましたが、鉄やアルミ、ガラス、紙などのように元の素材に戻るリサイクルとは異なります。単一の素材の廃プラスチックの場合は、まだ再商品化の道がありますが、容器包装のプラスチックの場合、多くは可塑剤や添加剤が加えられており、元のプラスチックとしての再利用は不可能です。しかも処理するに当たって、有害な多くの化学物質が発生します。しかし、処理に当たっての安全性などの研究はほとんどないのが現状です。処理費用が自治体などの大きな負担となることから、プラスチック製品を扱う事業者に負担を求めるために容器包装リサイクル法などが作られてきた経緯がありますが、自治体のごみの分別収集・圧縮こん包処理は、あくまで努力義務です。再商品化事業者を含め、全国の処理工場は、住民がほとんど住まない地域に造られています。

4市組合のように、近くに一級の住宅地があるような場所に二つの大量の廃プラを扱う工場が造られるなどは、全くと言ってよいほどありません。

また、経済的にも廃プラスチックの再商品化は、先ほども坂野議員の質問にも示されたように大変な非効率の問題があることは、これまでも指摘してきたとおりです。

健康被害の解決のためにも、分別収集から圧縮こん包処理に掛かる多額の費用を減

らすためにも、焼却処理することが市民的にも求められています。4 市組合の事業を根本的に見直す時期に来ているのではないかと考えます。

以上について見解を求めます。

○議長（池上 典子君） 理事者から答弁をさせます。高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） 中谷議員の質問に順次お答えいたします。

公害等調整委員会の職権調査等についてですが、廃プラ施設操業と付近住民の健康被害との因果関係を否定した同委員会の今月 19 日付け裁定によると、その測定方法は是認され、本組合施設の安全性は裁判に続き、再確認されており、人体実験などという心配は全くございません。また、TVOC の発生と変化については、平成 25 年度より活性炭交換 3 週間後に活性炭補充をしたことによる効果と考えております。

次に、株式会社スリーエフコーポレーションについては、中小企業団体の組織に関する法律に基づき、大阪東部リサイクル事業協同組合から同社に組織変更し、その業務を適法に事業継承しており、何ら法的手続上、問題があるものではなく、管理者市である寝屋川市での手続を確認の上、本組合での事業継承を認めたものでございます。

次に、廃プラスチックリサイクルの見直しについては、現在、容器包装リサイクル法の改正作業が国において行われておりますが、その中でも材料リサイクルの手法を否定するような意見は見当たらず、今後とも、材料リサイクルの質を向上させる手法の具体化が図られるべきものと理解しております。

また、廃プラスチックのリサイクルは、CO₂ 削減による地球温暖化防止に大きく貢献しており、リサイクルプラザに搬入される年間約 1 万 1000 トンの廃プラスチックを焼却せずリサイクルすることにより、約 3 万トンの CO₂ 排出防止につながっております。

ちなみに、寝屋川市の公共施設全体で排出している CO₂ は、年間約 2 万 4000 トンでございます。

以上でございます。

○議長（池上 典子君） 8 番、中谷議員。

○8 番（中谷 光夫君） 再質問をさせていただきます。

まず TVOC の発生と変化について、安全性を強調されたんですけれども、公調委の職権調査と専門委員の意見書についてですがね。寝屋公民館をバックグラウンドに設定することにそもそも住民側は反対をしていました。にもかかわらず設定されたわけですね。何人もの住民からこれ被害の訴えがあったから反対があったと伺っていま

す。寝屋公民館をバックグラウンドとすることに組合としてはどういう態度を取られたのか。公調委がバックグラウンドとして設定した理由、もし明確にご存じであれば示してください。

次に、本施設から排出するT V O Cが従来に比べて大幅に減少したメカニズムについて把握しておられるのかどうか。また、把握できるのか。減少したとはいえ、室内指針値の400から随分と高いと考えますけれども、この点で見解をお聞きします。

次に、メカニズムが解明されていない場合、私が提起したT V O Cが急な高濃度の上昇の時、また有害ガスを長時間浴び続けた時に、健康影響が出る可能性、これは否定できないと考えます。周辺住民の約17%、1000人以上が二つの施設稼働後の体調不良を訴えている現実を踏まえることこそ行政として最重視すべきではないかと考えます。再度見解をお聞きします。

次に、二つ目の運転管理等業務委託業者の事業承継についてです。協同組合は出資割合に応じて利益を分け合うのではなく、同じように利益を分け合うことを基本としています。一方、株式会社は持ち株に応じて利益配分することを基本としていると考えます。その点はどうか。

また、協同組合の場合は許認可した知事への報告が義務付けられていますけれども、株式会社についてはどうなっていますか。

本施設の業務委託で働いていた従業員については、事業者が代わってどうなっていますか。委託事業に対する報告は当然あると思います。いずれにしても4市組合として事業承継について主体的に検討をしなかったと考えてよろしいですか。見解をお聞きします。

構成4市の各市が事業承継したとのことですが、4市組合との関係ではそれぞれどんな理由から承継を認められたのか、各市の責任者から明確にお答えください。

次に三つ目、ペットボトル以外の廃プラスチックのリサイクルの見直しについてですが、プラスチックは鉄やアルミなどのようにリサイクルされる素材とは違って、劣化が激しく、単一素材でない場合が多く、処理の際には多種多様な化学物質を生成することが分かっています。しかし、その際の発生する化学物質については毒性を含めて未解明の現状にあるのではないのでしょうか。製品化に当たっての研究はあっても、処理に当たっての研究は大きく立ち後れているからです。正に処理に当たっての安全性は十分に確認されているとは言えません。再商品化についても日本容器包装リサイクル協会から多額のお金を受け取って行う通常の商取引とは異なる異例な形となって

います。4市組合もそうした費用の1%をこの間支出し続けています。人体実験とも言うべき健康被害の問題の点からも、また経済的にも余りにも非効率な問題の点からも根本的に事業を見直すべきではありませんか。

ごみの収集は各市の仕事ですが、構成4市の中で廃プラごみの分別収集をやめ、焼却することを検討しているところはありませんか。

なお、高槻市が焼却処理していると聞きますけれども、承知しておられますか。

先ほどCO₂との関係で言われましたけれども、この間、高炉還元剤化やコークス炉化学原料化と、こういうことでも材料リサイクル以外にも使われています。これらは焼却処理ではありませんか。また、サーマルリサイクル自体が資源活用であることも併せて申し上げて、2回目の質問とします。

○議長（池上 典子君） 高田事務局長。

○事務局長（高田 哲治君） たくさんありましたので順番が前後するかもしれませんが、まず寝屋公民館を比較対象とした理由でございます。今回の裁定書にも書いてございますが、これ読み上げさせていただきます。「住宅地より本件各施設からの距離が2倍以上ほどあって拡散によって住宅地よりは影響は小さくなると推定され、本件各施設からの方位が異なることで風に移流された場合の本件各施設からの排出された化学物質の影響も異なると考えられることから、比較対象として適切であると考えられる」というような見解でございます。

次に、TVOCのデータが低くなったり高くなったりというところでございますが、これも以前にお答えをさせていただいたとは思いますが、TVOCの原因といたしましてはスプレー缶などに含まれるイソブタンやイソペンタンというような健康被害が懸念されない物質でございます。我々の排出ガスの中では9割程度このガスでございます。スプレー缶の本数や残留物が多い場合、そういった時には高濃度検出されるというようなケースがあるというふうに考えられます。

続きまして事業承継の関係でございます。大阪府知事への届出というような形のことに関しましては、中小企業団体の組織に関する法律第100条の11の規定によりましてそういった届けはされております。

また、組織変更に関しましては同法100条の3にこういうふう書いております。「事業協同組合、企業組合又は協業組合は、その組織を変更し、株式会社になることができる」ということで適法であるというふうに考えております。

なお、一番大切なのは、我々といたしましてもこのシステム、より良いベールを作

るところでございます。運転管理等業務委託の委託業務におきまして変更によるそういった影響は一切ございません。

後は容り関係の見直しについてだと思いますが、この関係につきましても産業構造審議会小委員会及び中央環境審議会小委員会合同会合というところでも、「容り法の次期見直しまでの間、現行の取扱いは継続しつつ、いまだ改善・発展の途上にある材料リサイクル手法の質を向上する措置の具体化を図る。」というふうに言っておられますので、何ら否定するような意見はございません。

次に、従業員につきましては、若干名は変わるところはありますが、ほぼ大きな変化はございません。

以上でございます。

○議長（池上 典子君） 8番、中谷議員。

○8番（中谷 光夫君） 結局きちっと科学的な根拠なりがあつて寝屋公民館等設定されたという答弁もありませんでしたし、VOCについても、これは有害なものだという認識は何一つ示されませんでした。間違いを認めないという立場については問題があると考えます。

今回私はTVOCの発生と有害物質の除去のメカニズムについて質問しました。未解明であるということもはっきりしたと思えます。はっきりしているのは二つの廃プラ処理施設が稼働して以降の住民の健康被害の事実です。事業ありきでなく、健康被害の解決こそ最優先すべきであることを重ねて申し上げて、質問を終わります。

○議長（池上 典子君） これにて中谷議員の一般質問を終結します。

以上をもって一般質問を終結します。

以上をもって本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

閉会に際し、管理者から挨拶したい旨の申出がありますので、これをお受けします。

馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 平成26年第2回北河内4市リサイクル施設組合議会定例会の閉会に当たりまして一言お礼のご挨拶を申し上げます。

ご提案申しあげました案件につきましては、いずれもご同意、ご可決、ご認定を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

今後とも、議員各位におかれましては、北河内4市リサイクル施設組合の事業推進のため、一層のご指導、ごべんたつを賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

さて、早いもので来週から 12 月に入ります。寒さも一段と厳しくなっ
てまいりますので、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご
留意されるとともに、今後ますますのご活躍を心からお祈り申し上
げまして、誠に簡単でありますけれども、閉会に当たりましてのお礼
のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（池上 典子君） それでは閉会に当たりまして私からも一言ご
挨拶を申し上げます。

本日ここに無事、平成 26 年第 2 回定例会の全ての日程を終えること
ができました。議員の皆さん、理事者の皆さん、及び全ての関係者の
皆さんのご協力に心からお礼を申し上げます。

来週からは 12 月となり、本年も残すところ後ひと月となりました。
いよいよ寒さも本番を迎えます。

皆様におかれましては、健康にご留意され、ますますのご活躍を
いただきますようお祈り申し上げます。甚だ簡単ではございますが、
閉会のご挨拶とさせていただきます。

以上をもちまして、北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 26
年第 2 回定例会を閉会します。ありがとうございました。

（午後 3 時 25 分 閉会）

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 議長 池上典子

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 三浦美代子

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 八尾善之

平成26年11月28日 北河内4市リサイクル施設組合議会
平成26年第2回定例会付議事件一覧表

| 事件番号 | 事 件 名 | 議決年月日 | 議決の結果 | 備 考 |
|---------------|-----------------------------------|-------------|-------|----------------|
| — | 議席の指定 | | | |
| — | 会期の決定 | 平成26年11月28日 | 決 定 | 会期1日間 |
| 選任同意 第 2 号 | 公平委員会委員の選任 | 平成26年11月28日 | 同 意 | 関川 信也 |
| 議 案 第 3 号 | 平成26年度北河内4市リサイクル施設組合補正 予算(第1号) | 平成26年11月28日 | 原案可決 | |
| 認 定 第 1 号 | 平成25年度北河内4市リサイクル施設組合歳入歳 出決算認定 | 平成26年11月28日 | 認 定 | |
| — | 一般質問 | 平成26年11月28日 | 許 可 | 坂野 光雄 中谷 光夫 |